第一章　総則

（適用範囲）

第一条　この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。）に基づいて、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に附属する規則（以下「協定規則」という。）第百三十四号に基づき認定された自動車の燃料装置用容器に関する保安について規定する。

（用語の定義）

第二条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　繊維強化プラスチック複合容器　ライナーに、周方向のみ又は軸方向及び周方向に樹脂含浸連続繊維を巻き付けた複合構造を有する容器

二　フルラップ容器　ライナーに、ヘリカル巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維をら旋状に巻き付ける方法をいう。）又はインプレーン巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維を直線状に巻き付ける方法をいう。）により樹脂含浸連続繊維を巻き付けた容器

三　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器　協定規則第百三十四号に基づき認定された自動車の燃料装置用容器

第二章　製造の方法の基準

第三条　法第四十一条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　容器は、充塡する高圧ガスの種類、充塡圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な材料を使用して製造すること。

二　容器は、第五条第一項第二号に定める試験に合格するように製造すること。

第三章　容器の基準等

（容器検査の方法）

第四条　法第四十四条第一項の経済産業省令で定める方法は、次条第一項第二号に定める試験の方法によるものとする。

（容器の規格）

第五条　法第四十四条第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）の大きさ別の容器の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一　容器に使用する材料は、第三条第一号で定める製造の方法の基準に適合するものであること。

二　容器は、告示に定める試験を行い、これに合格するものであること。

三　容器は、他の用途に用いられたことがないものであること。

四　充塡する高圧ガスの種類及び圧力が告示に定める基準に適合するものであること。

2　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣が告示で定める国が、協定規則第百三十四号に基づき認定した容器であって、当該容器に使用する金属材料が第三条第一号で定める製造の方法の基準に適合するものとして認められたもの（以下「海外認定容器」という。）については、当該認定に係る規格をもって法第四十四条第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格とする。

第四章　刻印等の方式

第六条　法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のうちフルラップ容器であるものとする。

2　海外認定容器は、協定規則に基づく方式に従って、法第四十五条第一項の刻印（前項で定めた容器の場合に限る。）又は同条第二項の標章の掲示（前項で定めた容器の場合に限る。）を行うことができる。

3　前項の規定により法第四十五条第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示を行おうとする者は、前項に規定する刻印又は標章のほか、次の各号に掲げる事項を刻印（第一項で定めた容器以外のものの場合に限る。）又は標章により掲示（同項で定めた容器の場合に限る。）することができる。

一　一・二五ミリ以下であって、海外認定容器を製造した者が容器に使用上問題となる影響がないことを保証する胴部の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（記号ＤＣ、単位ミリメートル）

二　一・二五ミリ以下であって、海外認定容器を製造した者が容器に使用上問題となる影響がないことを保証する胴部以外の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（記号ＤＤ、単位ミリメートル）

第五章　容器の表示

（表示の方式）

第七条　法第四十六条第一項又は第二項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。

一　次のイ及びロに掲げる容器にあっては、容器の外面の見やすい箇所に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあっては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号を記載した票紙であってはがれるおそれのないものを貼付すること。

イ　自動車に装置した容器であって、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）に記載されている所有者又は同法第三十三条に定める譲渡証明書に記載されている自動車の譲受人と容器の所有者が同一でないもの

ロ　自動車に装置していない容器（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の自動車への装着者が所有するものを除く）

二　その他告示に定める方式に適合していること

2　前項第一号の規定により氏名等の表示をした容器の所有者は、その氏名等に変更があったときは、遅滞なく、その表示を変更するものとする。この場合においては、前項第一号の例により表示を行うものとする。

3　表示の方式について経済産業大臣の認可を受けた場合は、前二項の規定にかかわらず、当該経済産業大臣の認可を受けた方式に従って法第四十六条第一項又は第二項の表示とすることができる。

（容器を譲り受けた者が行う表示）

第八条　法第四十七条第一項の規定により表示をしようとする者は、前条第一項及び第三項の規定の例により行わなければならない。

第六章　附属品の基準等

（法第四十九条の二第一項の容器の附属品）

第九条　法第四十九条の二第一項本文の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一　バルブ

二　安全弁

三　逆止弁

（附属品検査の方法）

第十条　法第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次条第一項第二号に定める試験の方法によるものとする。